

令和7年度
定期監査等結果報告書

消防本部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 永山宏恵様
いわき市長 内田広之様

いわき市監査委員 遠藤英子
同 大和田了寿
同 菅波健
同 坂本稔

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

消防本部

2 監査実施期間

令和7年8月6日から同年12月19日まで

3 監査の範囲

令和7年4月1日から同年6月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

消防長以下関係職員出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務

超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。

(総務課、中央台分遣所、小川分遣所)

【事例1】総務課

令和7年5月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、支給割合が100分の25となる振替に係る超過勤務手当が4時間と記載されていたが、諸手当実績報告書に計上されていなかった。

また、令和7年6月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、支給割合が100分の135となる休日等に係る超過勤務手当が8時間と記載されていたが、諸手当実績報告書には4時間と記載されていた。

【事例2】中央台分遣所

令和7年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、超過勤務手当の支給割合が100分の125となる時間数総計は3時間3分、100分の150となる時間数総計は5時間29分であることから、諸手当実績報告書においては、100分の125となる時間数は3時間、100分の150となる時間数は5時間となるべきところ、100分の125となる時間数は4時間、100分の150となる時間数は4時間と記載されていた。

【事例3】小川分遣所

令和7年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、機関員手当の支給対象業務に従事した勤務数が合計7勤務となるどころ、8勤務と計算されていた。また、諸手当実績報告書においても、当該勤務について8勤務と記載されていた。

いわき市職員の給与に関する条例

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定によりあらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市長が規則で定める時間を除く。)に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4～6 (略)

(休日給)

第15条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例

(消防職員の特殊勤務手当)

第12条 消防職員の特殊勤務手当は、次のとおり区分する。

(1)～(6) (略)

(7) 機関員手当

(8) (略)

2～7 (略)

8 機関員手当は、機関員が消防自動車等を緊急用務のために運転する業務に従事したときに支給する。

9 (略)

10 第1項に規定する特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で市長が規則で定める額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 機関員手当 当該業務に従事した1勤務について200円

(8) (略)

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(週休日の振替等)

第3条 条例第5条の市長が規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2～3 (略)

いわき市職員の給与の支給に関する規則

(給与の減額)

第16条の9 条例13条の規定により給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 (略)

(超過勤務手当の支給割合)

第17条 条例第14条第1項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125 (勤務時間条例第5条の規定による4時間の勤務時間の割振り変更を行つた場合において、新たに4時間の勤務時間が割り振られた日における勤務及び当該4時間の勤務時間を割り振ることをやめた勤務日における勤務(当該割り振ることをやめた4時間の勤務時間の範囲内における勤務に限る。)にあつては、100分の135)

(2) 条例第14条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第14条第3項の市長が規則で定める割合は、100分の25とする。

第17条の4 (略)

2 (略)

3 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数(超過勤務手当のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によつて計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときの端数の処理については、第16条の9の規定の例による。

4 (略)

いわき市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

(消防職員の手当の額)

第10条 条例第12条第10項の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 機関員手当 従事した1勤務について大型及び中型の緊急車両にあつては200円、準中型及び普通の緊急車両にあつては100円

(8) (略)

2 契約事務（その1）

地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。

(総務課)

※ 消防団デジタル化アプリケーション「Fire Chief」使用契約に関する契約事務において、選定した業者が入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、「業務等に必要な資格・免許等の保持確認」等を行わなければならないが、必要な確認等が行われず専決者の決裁を受けていた。なお、随意契約確認表において不適当な箇所に押印がなされ、このことにより、確認事項に記載された事務が行われず専決者の決裁を受けていたものである。

不適切な随意契約事務を防ぐ観点からも、確認の形骸化には十分留意されたい。

<参考>

随意契約に関する事務執行のための指針（財政部契約課）

(抜粋) 11～12ページ

② 起工兼見積執行伺に添付する書類について

起工伺に添付する書類については、おおむね次のとおりです。

(略)

(添付書類)

ア 指名通知書（資料の配付期限又は説明会及び入札(見積)の日時・場所等を明示)

イ 入札(見積)心得（入札(見積)・契約条件を明示)

※ウ 随意契約及び業者選定の理由書

※エ 随意契約確認表（略）

オ～サ（略）

※エの「随意契約確認表」（P14～16に掲載）については、随意契約とした場合に必要となる事項を確認するため、起工兼見積執行伺に添付してください。

3 契約事務（その2）

契約事務において、総価契約の形式で作成された仕様書、設計書及び予定価格により専決がなされているにもかかわらず、単価契約を締結していた例が認められた。また、予定価格が設計額と同額になっていない例が認められた。

(警防課)

※ 感染症廃棄物収集運搬・処分業務委託に係る契約事務において、仕様書及び設計書が総価契約の形式で作成され、予定価格についても価格の総額で決定されていたが、排出数量に応じた単価契約を締結していた。また、予定価格は設計額と同額としなければならないところ、税抜価格を予定価格として定めていた。

いわき市財務規則

(予定価格の決定)

第117条 一般競争入札を執行するときは、執行する事項に関する仕様書、設計書等により、予算の範囲内で、予定価格を決定し、予定価格書（第81号様式及び第81号様式の2）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、供給、売買、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 (略)

(予定価格の決定)

第128条の3 契約権者は、施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第117条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

<参考>

役務的業務委託に関する契約事務の指針（財政部契約課）

(抜粋) 4ページ

○ 予算措置

1 予算の確保

(中略)

「予算」と「予定価格」の関係

予算 ≥ 設計額 = 予定価格 ≥ 契約金額

注) 契約は予算の範囲内で行うため、予定価格も予算の範囲内でなければ入札は実施できない。

注) 予定価格の設定にあたっては、端数処理は行わず、設計額と同額とする。(すべての契約を対象とする)

4 契約事務（その3）

契約事務において、予定価格書を入れた封筒が未開封のまま見積結果報告兼契約締結伺を起案し、決裁されている例が認められた。

(指令課)

※ Net119緊急通報システム保守業務委託に関する契約事務において、予定価格書を入れた封筒が未開封のままであり、予定価格書の比較価格と見積書の金額を比較していないにもかかわらず、見積結果報告兼契約締結伺を起案し、専決者の決裁を受けていた。

いわき市財務規則

(予定価格の決定)

第117条 一般競争入札を執行するときは、執行する事項に関する仕様書、設計書等により、予算の範囲内で、予定価格を決定し、予定価格書（第81号様式及び第81号様式の2）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2～3 (略)

(予定価格の決定)

第128条の3 契約権者は、施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第117条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

<参考>

役務的業務委託に関する契約事務の指針（財政部契約課）

(抜粋) 37ページ

○ 落札の決定

1 予定価格書と入札書の比較

開封した予定価格書の「入札書比較価格（税抜きの予定価格）」と「入札書」の金額を比較し、落札の可否を判断する。

最低制限価格を設定している場合は、予定価格書の「入札書比較最低制限価格（税抜きの最低制限価格）」とも比較する。

5 財産管理事務

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が適正に管理されていない例が認められた。

(総務課)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、総務課では監査実施時点(令和7年9月30日)において、郵便切手等管理簿が適正に管理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿(第11号様式)により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。